

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第2号
主務官庁	経済産業省

輸出承認申請書

経済産業大臣又は税関長殿

申請者 ①

氏名又は名称及び代表者の氏名 ○○○○株式会社
代表取締役社長 経済 太郎

住所 ○○県○○市○○町1-2-3

※承認番号	
※有効期限	

申請年月日 平成○○年○月○日

電話番号 ○○-○○○-○○○○

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買主名 ABC Corporation 住所 ○○○ ○○○ Hong Kong
- (2) 荷受人 XYZ Co, Ltd. 住所 ○○○ ○○○ Taipei, Taiwan
- (3) 仕向地 CHINA ④ 経由地 HONG KONG or DIRECT ⑤
- (4) 商品内容明細

商品名	型及び等級	輸出貿易管理令	単位	数量	価額	
		別表第2 貨物番号			単価	総額
○○○○○	△△△	35の4 (2)	PC	10	USD100	USD 1,000
				計 10		計 USD 1,000

⑥ ⑦ ⑧ ⑨

FOB JAPAN
契約の建値を記載。

(ただし、数量及び総額が × %増加することがある。)

⑩ この欄は単価の変更には適用しません。

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号 (及び第 号)
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

経済産業省使用欄となるため、
何も記載しないでください。

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日付 _____

資格 _____

記名押印 _____

輸出承認申請は、輸出契約書等に基づき輸出しようとする貨物が輸出貿易管理令別表第2に該当する場合に行うものであるため、輸出契約書等に基づき、必要事項を記載します。記載上の主な注意事項は以下のとおりです。また、裏面は通関時に使用されます。必ず両面印刷で2部作成してください。

- ① 申請者が法人の場合はその名称及び代表者名（代表権のある者の役職名、氏名）を、申請者が個人の場合はその個人名を記載し、住所、電話番号も併せて記載してください。なお、委任状によって代表権を持っている者から輸出承認申請に関する権限を委任された場合は、委任された者が申請者となることができます。この場合、委任状（委任状を経済産業省に登録している場合はそのコピー）を提出してください。
- ② 買主名と住所は、輸出契約書等に記載されている輸出の相手方の名称・住所を正確に省略せず国名まで記載して下さい。
- ③ 荷受人は、輸出契約書等に記載されている荷受人の名称・住所を記載してください。ただし、これらを契約書等で確認できない場合は、買主に確認の上、実際の荷受けを行う者の名称・住所を記載してください。なお、買主と同一である場合は、「買主と同じ」と記載してください。住所欄も同様に記載してください。
- ④ 仕向地は、当該貨物が最終消費又は加工される国を記載してください。
台湾を英語表記する場合は、「TAIWAN」と記載してください。
- ⑤ 経由地は当該貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる国名を記載してください。なお、仕向地（国）に直接届けられ、経由地（国）がない場合は「DIRECT」と記載し、経由地が複数ある場合は「&」、有効期間内に何度も輸出を行うため現在予定している経由地から変更される可能性がある場合等は、想定される経由地を「or」で結んで全て記載してください。
- ⑥ 輸出契約書等に記載された貨物に、型及び等級（規格）がある場合に記載してください。
- ⑦ 別表第2の該当する項の番号、35の4（2）を記載してください。
- ⑧ 輸出契約書等に記載された貨物の単位、数量を記載してください。
- ⑨ 輸出契約書等に記載された貨物の単価、総額及び建値を記載してください。
- ⑩ 輸出契約書等において、数量に増加率が設けられている場合は、その増加率の数字を記載してください。増加率の記載がない場合はX印を記載してください。

この欄は、単価の変更には適用されません。